

# 総務委員会 議案説明資料

令和6年6月25日

件名		頁
1 第51号議案	足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	2
2 第67号議案	足立区こども計画審議会条例・・・・・・・・・・	7

( 政策経営部 )

# 第51号 議案説明資料

令和6年6月25日

件名	足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例						
所管部課名	政策経営部 ICT戦略推進担当課						
内容	<p><b>1 前提となる番号法の改正</b></p> <p>(1) 国はマイナンバーの利用をさらに推進するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の改正を行った（令和6年5月27日施行）。</p> <p>(2) 改正内容としては、これまで番号法の別表に列挙して規定していた情報連携が可能な各種事務を「特定個人番号利用事務」という用語にまとめて置き換えるもので、今後、具体的な要件は主務省令により規定されることになり、番号法を改正しなくても情報連携が行えるようにするものである。</p> <p><b>2 条例改正の要点</b></p> <p>(1) 番号法に対応する足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「条例」という。）については、番号法から別表が削除されることに伴い、番号法と同一の用語に差し替える必要があるため改正を行う。</p> <p>(2) (1)に加え、教育委員会との間で情報連携を行うためには、条例の規定が必要である。規程が未整備の状況では、例えば所得制限を行う補助金の申請に、税などの証明書を別途取得して提出するなど、区民に不利益が生じる恐れがあるため、予め条例に教育委員会との情報連携について規定する。なお、教育委員会との情報連携については、23区中21区が規定済である。</p> <p><b>3 改正の内容</b></p> <p>(1) 番号法において、別表第2が削られ、新たに用語が定義されたことに伴い、引用する規定を以下のとおり改める（第3条関係）。</p> <table border="1" data-bbox="379 1803 1407 2049"> <thead> <tr> <th data-bbox="379 1803 893 1854">現行（旧）</th> <th data-bbox="893 1803 1407 1854">改正後（新）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="379 1854 893 1951">番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</td> <td data-bbox="893 1854 1407 1951">特定個人番号利用事務</td> </tr> <tr> <td data-bbox="379 1951 893 2049">同表の第4欄に掲げる特定個人情報</td> <td data-bbox="893 1951 1407 2049">利用特定個人情報</td> </tr> </tbody> </table>	現行（旧）	改正後（新）	番号法別表第2の第2欄に掲げる事務	特定個人番号利用事務	同表の第4欄に掲げる特定個人情報	利用特定個人情報
現行（旧）	改正後（新）						
番号法別表第2の第2欄に掲げる事務	特定個人番号利用事務						
同表の第4欄に掲げる特定個人情報	利用特定個人情報						

(2) 教育委員会との間で情報連携を行うには、条例で定めておく必要があるため、第4条に特定個人情報の提供ができる場合を加える。

**4 新旧対照表**

別紙のとおり

**5 施行年月日**

公布の日から施行する。

改正前	改正後
<p>○足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月22日条例第101号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、足立区（以下「区」という。）における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 番号法第2条第3項に規定する個人情報</p> <p>(2) 個人番号 番号法第2条第5項に規定する個人番号</p> <p>(3) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報</p> <p>(4) 特定個人情報ファイル 番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイル</p> <p>(5) 個人番号利用事務実施者 番号法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者</p> <p>(6) 情報提供ネットワークシステム 番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステム</p>	<p>○足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月22日条例第101号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、足立区（以下「区」という。）における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び番号法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (改正なし)</p> <p>(1)～(6) (改正なし)</p> <p>(7) <u>特定個人番号利用事務</u> 番号法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務</p> <p>(8) <u>利用特定個人情報</u> 番号法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</p>

改正前	改正後
<p>(個人番号の利用)</p> <p>第3条 番号法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>2 区の機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報<del>の</del>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 区の機関は、前2項の規定による<del>特定個人情報の</del>特定個人情報の利用を行う場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該<del>特定個人情報と同一の内容の</del>特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとして取り扱うことができる。ただし、本人（番号法第2条第6項に規定する本人をいう。）が規則で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。</p>	<p>(個人番号の利用)</p> <p>第3条 <del>別表第1の左</del>別表第1の左欄に掲げる機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>2 区の機関は、<b>特定個人番号利用事務</b>を処理するために必要な限度で<b>利用特定個人情報</b>であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<b>当該利用特定個人情報</b>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 (改正なし)</p> <p>4 区の機関は、前2項の規定による<b>利用特定個人情報又は</b>特定個人情報の利用を行う場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該<b>利用特定個人情報又は</b>特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとして取り扱うことができる。ただし、本人（番号法第2条第6項に規定する本人をいう。）が規則で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。</p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>第4条 (省略)</p>	<p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第4条 番号法第19条第11号の規定により条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、<u>区長又は教育委員会がそれぞれ教育委員会又は区長に対し、前条第2項本文に規定する事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、教育委員会又は区長が当該特定個人情報を提供するときとする。</u></p> <p>2 前条第4項の規定は、<u>前項の規定による特定個人情報の提供があった場合について準用する。</u></p> <p>第5条</p> <p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

# 第67号 議案説明資料

令和6年6月25日

件名	足立区こども計画審議会条例
所管部課名	あだち未来支援室 子どもの貧困対策・若年者支援課
内容	<p><b>1 制定の概要</b> こども基本法の規定に基づく市町村こども計画として、足立区こども計画を策定することに関し必要な事項を審議するため、区長の附属機関を設置するため足立区こども計画審議会条例の制定を行う。</p> <p><b>2 施行年月日</b> 公布の日から施行する。</p> <p><b>3 委嘱又は任命する委員（20名以内、条例施行規則で定める）</b> (1) 区議会議員 4名以内 (2) 区内に在住、在勤又は在学する者 4名以内（公募、若者含む） (3) 区内で活動する有識者 4名以内 (4) 学識経験者 4名以内 (5) 区職員 2名</p> <p><b>4 今後の方針</b> (1) 関係する条例施行規則等について、必要な規定整備を行うとともに、所属長及び職員に対して、周知を図っていく。 (2) 計画策定の審議にあたり、当事者である子ども・若者からの意見を聴く必要があるため、若者の公募委員を登用する。その他、意見を聴く対象や内容などについては、審議会で検討していく。</p>

## 足立区こども計画審議会条例（案）

### （設置）

第1条 こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画として足立区こども計画を策定することに関し必要な事項を審議するため、区長の附属機関として足立区こども計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### （所掌事務）

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、足立区こども計画の策定に関し必要な事項を調査審議し、その結果を区長に答申する。

### （組織）

第3条 審議会は、区長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって組織する。

### （委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまでとする。

### （会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （招集）

第6条 審議会は、会長が招集する。

### （定足数）

第7条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

### （会議の公開）

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が公開とすること

が適当でないとき、この限りでない。

(守秘義務)

第9条 審議会の委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区こども計画審議会	日額 8,000円
-------------	-----------